

# 岡山県教職員復職支援システム実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県教職員健康診断審査規則（平成6年岡山県教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）第2条第3号に規定する休職者のうち、岡山県教職員健康診断審査委員会（以下「審査委員会」という。）において精神疾患等により休職していると判定された者（以下「対象者」という。）の円滑な職場復帰及び当該精神疾患等の再発防止を図るため、規則第3条第2項の規定に基づき、対象者に係る支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 岡山県教育委員会事務局の課長、室長及び所長、教育機関の長並びに公立学校長をいう。
- (2) 関係者 対象者の主治医、家族その他の関係者をいう。
- (3) 所属長等 所属長及び関係者をいう。
- (4) 復職プログラム 対象者が復職するに当たり、職場への適応性や環境への順応性を回復するため、必要と認める事項を一定期間行うものをいう。
- (5) 精神疾患等 器質性精神疾患、アルコール及び薬物等の依存性精神疾患、統合失調症、躁うつ病（双極性障害）、不安障害、身体表現性障害及び適応障害等をいう。

(市町村立学校長からの報告等)

第2条の2 市町村立学校長が岡山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、この要綱の規定による報告、申請及び届出を行う場合は、所管の市町村教育委員会及び教育事務所を経由して行うものとする。

(復職支援システム)

第3条 対象者の円滑な職場復帰及び精神疾患等の再発防止を図るため、対象者及び所属長等に対して行う次の各号に掲げる支援を岡山県教職員復職支援システム（以下「復職支援システム」という。）と総称する。

- (1) 休職期間中における対象者の状況把握及び所属長等との連絡調整に関すること。
- (2) 復職プログラムの実施に関すること。
- (3) 審査委員会が行う復職の審査における必要な情報提供に関すること。
- (4) 復職後における対象者の状況把握及び所属長等との連絡調整に関すること。
- (5) 対象者及び所属長等（対象者の主治医を除く。）への指導助言に関すること。
- (6) その他必要な支援に関すること。

2 前項に規定する復職支援システムを実施するため、審査委員会にメンタルヘルス部会を置く。

3 メンタルヘルス部会の組織及び運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

(メンタルヘルス部会の所掌事項)

第4条 メンタルヘルス部会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象者の休職中又は復職後の状況把握に関すること。
- (2) 復職プログラムの実施に際しての対象者及び所属長の面接に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、必要に応じて行う対象者又は所属長等（対象者の主治医を除く。）の面接に関すること。
- (4) 所属長等との連絡調整に関すること。
- (5) 対象者に係る対応方法についての所属長等（対象者の主治医を除く。）への指導助言に関すること。
- (6) 復職プログラムの実施に際しての対象者又は所属長等（対象者の主治医を除く。）への指導助言に関すること。
- (7) 復職プログラムの実施の可否に係る県教育委員会との協議に関すること。
- (8) その他復職支援システムの実施のために必要な事項

2 審査委員会が行う復職の審査において、メンタルヘルス部会は、対象者及び所属長を支援するために必要と認める事項について、審査委員会に対して意見を述べることができる。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、メンタルヘルス部会の指導助言に基づき、対象者の状況把握に努めるとともに、関係者と連携して適切に対応するよう努めなければならない。

(休職中の状況報告)

第6条 第3条第1項第1号の状況把握のため、所属長は対象者が休職を命ぜられた場合は、速やかに休職前の状況報告書(様式第1号別表)及び療養状況報告書(様式第1号)を県教育委員会に報告し、当該休職を命ぜられた日から起算して3月を経過すると及びメンタルヘルス部会が必要と認めるときに、速やかに、当該対象者の状況を療養状況報告書(様式第1号)により、必要に応じて休職診断書(様式第2号)を添付して県教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の療養状況報告書の作成に当たっては、所属長は対象者及び関係者と連携を密にし、その内容について記入するものとする。

3 所属長はメンタルヘルス部会が必要と認めるときは、速やかに、治療経過についての報告書(様式第2号の2)又は今後の見通しについての意見書(様式第2号の3)を県教育委員会に提出しなければならない。

(復職後の状況報告)

第7条 第3条第1項第4号の状況把握のため、所属長は対象者が復職を命ぜられた日から起算して3月及び6月経過後並びにメンタルヘルス部会が必要と認めるときは、速やかに、復職後の当該対象者の状況について、復職後状況報告書(様式第3号)により県教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の復職後状況報告書の作成に当たっては、所属長は対象者及び関係者と連携を密にするともに、定期的に面接等を実施し、その内容について記入するものとする。

(復職プログラムの申請)

第8条 復職プログラムは、対象者の主治医が実施可能と診断した後に実施するものとする。

2 対象者は、復職プログラムを実施する場合は、復職プログラム実施願(様式第4号)に復職プログラムのための診断書(様式第5号)を添付して所属長に申請するものとする。

3 所属長は、前項の申請があった場合には、復職プログラム実施に係る申請書(様式第6号)に前項の書類及び復職プログラム実施計画書(様式第7号)の案を添付して県教育委員会に申請しなければならない。

4 所属長は、前項の復職プログラム実施計画書の案の作成に当たっては、対象者及びその主治医と十分協議しなければならない。

(メンタルヘルス部会の面接)

第8条の2 前条第2項及び第3項の申請をした対象者及び所属長は、メンタルヘルス部会が実施する面接を受けなければならない。

2 メンタルヘルス部会は、前項の面接において、復職プログラムの実施の可否について検討するとともに、提出された復職プログラム実施計画書の案について指導助言を行うものとする。

3 県教育委員会は、第1項の面接終了後、メンタルヘルス部会と協議の上、復職プログラムの実施の可否を復職プログラム実施に係る通知書(様式第8号)により所属長あて通知するものとする。

(復職プログラム実施計画書の提出)

第9条 所属長は、前条第3項の規定により復職プログラムの実施が許可された場合は、同条第2項の指導助言を踏まえた復職プログラム実施計画書を作成し、速やかに県教育委員会に提出しなければならない。

(復職プログラムの実施期間)

第10条 復職プログラムの実施期間は、原則として4週間とする。ただし、所属長は、メンタルヘルス部会の指導助言に基づき、実施期間を短縮し、又は延長することができるものとする。なお、実施期間の上限は3か月とする。

(復職プログラムの実施)

第11条 復職プログラムは、次の各号に掲げるとおり実施するものとする。

(1) 対象者は、制度の趣旨を十分理解し、その目的が達成できるよう実施に努めるものとする。

(2) 対象者は、復職プログラムの実施状況を復職プログラム日誌(様式第9号)に記入し、所属長に提出するものとする。

- (3) 所属長は、メンタルヘルス部会の指導助言に基づき、対象者及び関係者と連携を密にし、復職プログラムを実施するものとする。
- (4) 所属長は、所属が一体となって復職プログラムを円滑に実施できるよう、良好な職場の環境づくりに努めるものとする。
- (5) 所属長は、復職プログラムの実施状況を詳細に把握し、対象者の状況について復職プログラム日誌に記入するものとする。
- (6) 復職プログラムは、原則として対象者の所属で行うものとする。

(復職プログラム中の状況把握等)

- 第12条 所属長は、復職プログラムの実施期間中、県教育委員会又は教育事務所と連携を密にし、経過観察を行うものとする。
- 2 所属長は、復職プログラムを実施中の対象者の状況について、必要に応じて当該対象者の主治医及びメンタルヘルス部会に報告するものとする。

(復職プログラムの終了)

- 第13条 対象者は、復職プログラムが終了した場合は、復職プログラム終了後の自己評価表(様式第10号)を作成し、所属長に提出するものとする。
- 2 所属長は、復職プログラムが終了した場合は、速やかに、その状況を総合的に評価して復職プログラム終了報告書(様式第11号)を作成し、復職プログラム日誌及び復職プログラム終了後の自己評価表を添付して県教育委員会に提出しなければならない。

(復職プログラム実施期間の変更)

- 第14条 所属長は、復職プログラムの実施期間中、復職プログラムの実施若しくは学校運営に支障が生じ、又はそのおそれがあると認められる場合は、メンタルヘルス部会の指導助言に基づき、復職プログラムを中止しなければならない。
- 2 所属長は、対象者が復職プログラム終了後も引き続いて復職プログラムを継続実施することを希望し、かつ、その継続実施が対象者の復職に資すると認められる場合は、メンタルヘルス部会の指導助言に基づき、復職プログラムを延長することができる。
  - 3 所属長は、第1項の規定により復職プログラムを中止した場合は中止後速やかに、前項の規定により復職プログラムを延長する場合は延長前の復職プログラム終了予定日までに、復職プログラム変更届(様式第12号)により県教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、復職支援システムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。ただし、復職プログラムの実施に係る規定は、平成15年8月1日以後に復職する対象者に係る手続について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改訂前の岡山県教職員復職支援システム実施要綱に定める様式に基づく用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改訂前の岡山県教職員復職支援システム実施要綱に定める様式に基づく用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改訂前の岡山県教職員復職支援システム実施要綱に定める様式に基づく用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の岡山県教職員復職支援システム実施要綱に定める様式に基づく用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の岡山県教職員復職支援システム実施要綱に定める様式に基づく用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。